

30年3月31日

軽井沢町議会
議長 市村 守 様

会派（議員）名
代表 押金洋仁
（報告書作成） 寺田和佳子

研修報告書

1 視察日程

平成29年8月7日（月）

2 研修先及び目的

（1）外国人児童生徒への手当て

3 視察参加者

寺田和佳子

4. 研修内容

（1）東京都 学芸大学

◎研修目的

外国人児童生徒が増える傾向にある当町においての手当ての方法を探る

◎研修内容

- ・現在の外国人児童の置かれる教育環境の理解
- ・具体的手当ての仕方

◎考察

外国人児童の身になって体験することから始まった研修。まず自分が日本人の小学生となり、カンボジアの小学校に入って授業を受ける中で、言葉の困難さと習慣の違いを見にしみて感じるようになった。

言葉がわからないので、身振りや表情を読み取り、それを今までの人生経験に当てはめて内容を予想する。これは大人だからできる事で、小学生のような年端のゆかない子どもには過酷な状況である事が容易に想像できた。

大人なら忍耐力と集中力で乗り切れるかもしれないが、子どもにはわからなくなった授業を静かに聞いていることなどできないだろう。それが続くと授業を崩壊させる子どもを作り、さらにドロップアウトにつながる。ここで周りの大人がどう手当てすべきかを考える必要が出てくる訳だ。

H26年日本語指導の「特別な教育課程」としての編成・実施という学校教育法施行規則の一部が改正された。

これは、対象とする児童生徒が、日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることが目的である。授業数は障害に応じて年間10時間から280時間までの特別な指導を行うことができるとされた。

さらに、H29年3月には新学習指導要領で、特別な配慮を必要とする児童への指導として、海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語を母国語としない生徒へは日本語の習得への配慮が明記された。

昔から軽井沢には宣教師が多く、外国人児童生徒が当然のようにいる。現在においては、宣教師のみならず外国人がそのような環境を求めて移住する例も多くなっている。また、日本国籍をもつ両親が海外経験を経て在住を決める例も少なくない。これは自然環境に魅力を感じると同時に、外国人が移住するのに適しているのでは？という思い込みからもくるのではないだろうか。そう考えた時、果たして日本語が十分でない児童生徒に対して軽井沢の教育環境は適しているのだろうか？十分なのだろうか？と考えざるをえない。すべてに対応するかどうかは町次第だが、少なくとも柔軟に対応できる体制は考えておくべきであると思う。

学校教育においては特別な支援の充実が図られ、さらに個別の能力に合った日本語習得支援が充実する事は、子供達の多様化と教育課題の複雑化に対応できるという事である。

それには地域との連携が必要で、学校の正規の職員では対応出来ない部分がある事を理解し、日本語指導担当教員を地域に住む方に担ってもらう必要があるのである。

地域のボランティア団体への協力・大学とのネットワークづくりは必須であり、教育委員会は常にこのネットワークを維持し、必要なときにはすぐに対応できるような環境作りをしておく必要がある。

まずは、当町の教育がどのような子どもまでを範囲とするのか、そしてどこまで対応する用意があるのかをハッキリと示す必要がある。そして、対応するためにはどのような手当が出来るのか常日頃から想定し、各団体との連携を確保する努力が必要ではないだろうか。